

○学校法人立教女学院寄附行為

(昭和 26 年 3 月 7 日制定)

最新改正 2024 年 (令和 6 年) 11 月 25 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人立教女学院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都杉並区久我山 4 丁目 29 番 60 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、キリスト教に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、女子教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 立教女学院高等学校 (全日制の課程) 普通科
- (2) 立教女学院中学校
- (3) 立教女学院小学校

第 3 章 機関の設置

(役員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 13 人以内
- (2) 監事 2 人

2 この法人の役員は、過半数はキリスト教の信徒とし、そのうち過半数は、聖公会の聖職若しくは信徒でなければならない。

(評議員)

第 6 条 この法人に、評議員 15 人以上 22 人以内を置く。

(理事選任機関)

第 7 条 この法人に理事選任機関として理事選任委員会を置く。

第 4 章 理事選任委員会

(理事選任委員会の構成)

第 8 条 理事選任委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事全員
- (2) 第 34 条第 1 項第 3 号の評議員のうちより評議員会において選出し

た者1人

(3) 第34条第1項第4号の評議員のうちより評議員会において選出した者1人

- 2 理事選任委員会の構成員の任期は、構成員就任時の理事又は評議員の任期終了時とする。ただし、任期終了前に理事又は評議員を退いたときは、構成員の職を失うものとする。
- 3 理事選任委員会は、理事長が招集する。
- 4 理事選任委員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 5 理事選任委員会が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 6 理事選任委員会の決議は、理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 7 監事又は評議員会は、理事選任委員会に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任委員会を招集しなければならない。
- 8 理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事選任委員会運営規程で定める。

第5章 理事及び理事会等

(理事の選任)

第9条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本聖公会東京教区主教の職に在り理事選任委員会において選任した者 1人
 - (2) この法人の院長の職に在り理事選任委員会において選任した者 1人
 - (3) この法人の設置する学校の長の職に在り理事選任委員会において選任した者 2人又は3人
 - (4) この法人の事務局長の職に在り理事選任委員会において選任した者 1人
 - (5) 同窓会により推薦され理事選任委員会において選任した者 1人
 - (6) 学外有識者より理事選任委員会において選任した者 4人以上6人以内
- 2 前項第1号から第4号に規定する理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
 - 3 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と

親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。

（理事の任期）

第10条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。ただし、前条第1項第1号の理事を除き、選任は前条第1項の各号毎に通算して2期までとする。

3 前項にかかわらず、第1項ただし書きにより任期を前任者の残任期間として選任された理事については、当該任期は前項の通算任期に算入しないものとする。

4 理事は、第5条第1項に定める定数を下回ることとなったときは、任期満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

（理事の補充）

第11条 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（理事の解任及び退任）

第12条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事選任委員会の決議によって解任することができる。この場合において、理事選任委員会 は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（3） 理事としてふさわしくない非行があつたとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事選任委員会に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から2週間以内に理事選任委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

（1） 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第14条 理事のうち1人を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長は、再任されることができる。

2 理事長は、この法人を代表して、その業務を総理する。

3 理事長は、聖公会の聖職若しくは信徒又は聖公会の信仰、慣習、職制を尊重する者でなければならない。

4 理事長は次の事由によって退任する。

(1) 第12条による理事の地位の喪失

(2) 辞任

(3) 理事会の決議による解職

5 理事長は、退任の後においても、後任者が選定されるまでは、なお、その職務を行う。

(代表業務執行理事及び業務執行理事)

第15条 理事のうち1人を、私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事である副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の議決によって選定する。副理事長を解職するときも同様とする。

2 理事長は、理事会の議決を得て、理事のうちから若干名を常務理事として選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。常務理事は、理事長を補佐し、その定めた範囲において業務を行う。

3 第9条第1項第2号及び第4号に定める理事並びに前項によって選定された常務理事をもって、私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

4 理事長に事故がある場合、又は理事長が欠けた場合は、第1項の副理事長が選定されているときは副理事長が、選定されていないときはあらかじめ理事会において定めた順位に従い業務執行理事が、その職務（副理事長以外においては代表権の行使を除く。）を行う。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長及び副理事長たる理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事会)

第17条 この法人に、全ての理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第15条第4項に従い、副理事長又は業務執行理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により、会議の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 5 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 第6項及び第33条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会の書記は、理事長が指名する。

(理事会の決議)

第18条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) この寄附行為の変更
 - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (3) この法人の合併
 - (4) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (5) 第55条第1項各号に定める書類の承認
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (8) 残余財産の帰属者の決定
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

5 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

6 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(常務理事会)

第19条 経営上重要な事項を審議するため、この法人に常務理事会を設置する。

2 常務理事会の構成及び運営その他必要な事項は、常務理事会運営規程に定める。

第6章 院長及び学校の長、チャプレン並びに法人の事務所の長

(院長の任免及び職務)

第20条 この法人に院長を置き、その任免は、理事会の議決を得て理事長が行う。

2 院長の職務は、別に定める。

(院長の任期)

第21条 院長の任期は、4年とする。ただし、選任は通算して2期までとする。

(院長の資格)

第22条 院長は、聖公会の聖職又は信徒でなければならない。

(学校の長の任免)

第23条 学校の長の任免は、理事会の議決を得て理事長が行う。

(学校の長の任期)

第24条 小学校、中学校、高等学校の長の任期は、4年とする。ただし、選任は通算して2期までとする。

(学校の長の資格)

第25条 学校の長は、聖公会の聖職若しくは信徒又は聖公会の信仰、慣習、職制を尊重するキリスト教の信徒でなければならない。

(チャプレン)

第26条 この法人にチャプレン若干名を置く。

2 チャプレンは、理事長の要請により、日本聖公会教区主教により派遣される。

3 チャプレンの進退は、理事会の議を得なければならない。

4 チャプレンの任期は、3年とする。ただし、理事会が必要と認めたときは、再派遣を要請することができる。

5 チャプレンの職務は、別に定める。

6 チャプレンは、必要に応じて理事会に出席し、宗教教育に関する事項につき、理事会に対して意見を開陳することができる。

(チャプレンの資格)

第 27 条 チャプレンは、聖公会の聖職でなければならない。

(法人の事務所の長の任免及び資格等)

第 28 条 法人の事務所の長を事務局長とし、その任免は、理事会の議決を得て理事長が行う。

2 事務局長の任期は4年とする。ただし、選任は通算して2期までとする。

3 事務局長は、キリスト教の信徒又は法人の建学の精神を堅持し、聖公会の信仰、慣習、職制を尊重する者とする。

第 7 章 監事

(監事の選任及び資格)

第 29 条 監事は、この法人の理事、勤務員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちより、評議員会が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(監事の任期)

第 30 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。ただし、選任は通算して2期までとする。

3 第 10 条第 3 項の規定は、監事の再任について準用する。

(監事の解任及び退任)

第 31 条 監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、この決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 32 条 監事は、第 5 条第 1 項に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 第 5 条第 1 項に定める監事の定数が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第 33 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生じるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに東京都知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任委員会を含む。）に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は理事選任委員会の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任委員会の招集を請求した場合も、同様とする。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 4 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

第8章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第34条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。ただし、第1号及び第4号の評議員の総数は、第2号及び第3号の評議員の総数を超えないものとする。

- (1) チャプレンのうちから、理事会において選任した者 1人又は2人
 - (2) この法人の専任教職員から互選し、評議員会において選任した者 4人
 - (3) この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年齢25年以上のものうちより、同窓会によって推薦され評議員会において選任した者 5人以上8人以内
 - (4) 学外有識者より、理事会において選任した者 5人以上8人以内
- 2 前項第1号及び第2号に規定する評議員は、その職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 3 第1項第2号から第4号の評議員の選出方法については、別に定める。
- 4 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(評議員の任期)

- 第35条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。ただし、選任は前条第1項の各号毎に通算して3期までとする。

(評議員の解任及び退任)

第 36 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、第 34 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の評議員にあつては理事会の議決により、同項第 2 号及び第 3 号の評議員にあつては評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があつたとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第 6 条に定める定数を下回ることとなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員会)

第 37 条 この法人に、全ての評議員で組織する評議員会を置く。

2 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第 38 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、その請求があつた日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 20 日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により、会議の 7 日前までに発しなければならない。

(評議員会の運営及び決議)

第 39 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

- 2 評議員会の決議は、第 31 条第 1 項、第 42 条及び第 43 条第 1 項の決議を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 特別の利害関係を有する評議員は、評議員会の議決に加わることができない。
- 4 評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 5 評議員会に書記を置く。
- 6 第 18 条第 5 項及び第 6 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 6 項中「出席理事のうちから互選された理事」とあるのは、「出席評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。
- 7 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

(評議員会の職務)

第 40 条 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 私立学校法第 23 条第 1 項に定める寄附行為の変更
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する重要事項
- (8) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- (9) 合併
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第 9 章 役員及び評議員の責任

(役員及び評議員の損害賠償責任)

第 41 条 役員及び評議員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員及び評議員の責任の免除)

第 42 条 役員及び評議員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、評議員会の決議を得て、免除することができる。ただし、この決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

(評議員会による責任の一部免除)

第 43 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条第 1 項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、評議員会の議決によって免除することができる。ただし、この決議は、議決に加わることのできる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 理事は前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

(理事会による役員の一部免除)

第 44 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

第 10 章 予算及び事業計画

(会計年度)

第 45 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

ものとする。

(予算及び事業計画)

第 46 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員報酬)

第 47 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第 11 章 資産及び会計

(資産)

第 48 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 49 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定にしたがって基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 50 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 51 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 52 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 53 条 この法人の会計は、学校法人会計基準に従う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 54 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第 55 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の決議による承認を受けなければならない。

- （1） 事業報告
- （2） 事業報告の附属明細書
- （3） 計算書類
- （4） 計算書類の附属明細書
- （5） 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧）

第 56 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 62 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準並びに寄附行為を各事務所に備えて置き、債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない（財産目録、役員等名簿及び役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類については、閲覧に限る。）また、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第 57 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

第 12 章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第 58 条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、東京都知事に届け出なければならない。

第 13 章 解散及び合併

(解散)

第 59 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 東京都知事の解散命令

2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 60 条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 61 条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て東京都知事の認可を受けなければならない。

第 14 章 補則

(情報の公表)

第 62 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、次の各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第 63 条 この法人の公告は、立教女学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 64 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 この寄附行為は、1951 年（昭和 26 年）3 月 7 日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

(1) 理事 大藤鑄三郎

(ABC 順) 橋本寛敏

黒川とよ

菅田吉

蒔田誠

門馬常次

大平芳男

小川清

小倉あい

瀬川けい

杉浦チカ

ケネス・アボット・ヴァイアル

監事 梶原礒江

牛島義友

(2) この法人の設立当初の理事のうち、橋本寛敏、大平芳男、小川清、小倉あい、杉浦チカ、ケネス・アボット・ヴァイアルの 6 名は、第 13 条の規定にかかわらず、その第 1 期の任期を 2 年とする。

(3) 財団法人立教女学院寄附行為に基いて任命された職員にして現に在職する者は、この寄附行為によって夫々任命されたものとみなす。

附則

この寄附行為（立教女学院短期大学設置）は、1967 年（昭和 42 年）4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為（立教女学院短期大学幼児教育科設置）は、1970 年（昭和 45 年）4 月 1 日から施行する。

附則

1 この寄附行為は 1979 年（昭和 54 年）4 月 1 日から施行する。

2 寄附行為施行の時に在任する役員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず、変更後の寄附行為により、新たに選任される役員の任期と同一とする。

附則

1996年（平成8年）9月24日 文部大臣認可のこの寄附行為は、1996年（平成8年）10月1日から施行する。

附則

2003年（平成15年）8月31日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2003年（平成15年）9月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、2006年（平成18年）3月31日から施行する。

附則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2007年（平成19年）5月11日）から施行する。
- 2 この寄附行為施行の時に在任する役員及び評議員の任期は、変更前の寄附行為により選任された任期とする。
- 3 この寄附行為により選任される役員及び評議員の任期は、変更前の寄附行為により選任された任期と通算する。

附則

2007年（平成19年）12月7日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2009年（平成21年）11月20日）から施行する。

附則

この寄附行為は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、2017年（平成29年）8月1日から施行する。

附則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2018年（平成30年）3月30日）から施行する。
- 2 この寄附行為施行前より在任する役員の任期は、在任中任期は変更前の寄附行為による任期とし、施行以後の再任の任期はこの寄附行為による任期とする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2018年（平成30年）7月4日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2020年（令和2年）3月30日）か

ら施行する。

附則

2020年（令和2年）3月16日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、東京都知事認可の日（2021年（令和3年）1月5日）から施行する。

附則

この寄附行為は、東京都知事認可の日（2021年（令和3年）1月19日）から施行する。

附則

この寄附行為は、東京都知事認可の日（2022年（令和4年）2月3日）から施行する。

附則

この寄附行為は、東京都知事認可の日（2023年（令和5年）4月24日）から施行する。

附則

- 1 この寄附行為は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025年度（令和7年度）の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議のうえ、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、2025年度（令和7年度）の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を2025年度（令和7年度）の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、第9条第3項、第29条第3項、第34条第4項の資格及び構成の要件を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が2027年度（令和9年度）の定時評議員会の終結の時以降である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。
- 6 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての2025年（令和7年）4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から2027年（令和9年）4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

までの間における第34条第4項の規定の適用については、同項中「2人」とあるのは「3人」とする。

- 7 附則第2条にかかわらず、評議員の定数については、2027年（令和9年）4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、第6条に「15人以上22人以内」とあるのは「16人以上23人以内」、第34条第1項第2号に「4人」とあるのは「5人」とする。